

## 森永健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

### 【自営業者等の収入について】

健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人ならびに障害者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

健康保険における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっております。

「直接的必要経費」とは、原材料費など、その経費がなければ事業が成り立たないと認められ、実際に金銭が支出している経費のことをいい、税法上の経費とは異なります。

よって、当健康保険組合では「直接的必要経費」の判断をするために、必ず確定申告書、収支内訳書(損益計算書)などの提出を求めております。

当健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めています。(詳細は以下【一覧】参照)

「収支内訳書」の「収入金額」から、各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

【一覧】 「○」…直接的必要経費として認める経費

「△」…条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費

「×」…直接的必要経費として認めない経費

※「△」「×」の科目で直接的必要経費として申告するものや収支内訳書等の経費欄の項目にない「経費」については個別に判断致しますので、「直接的必要経費申告書」あるいは「事業収支内容申告書」で申告してください。

### 【一般所得用】

科目	認定可否	備 考
給料賃金	×	従業員を雇い賃金を支払っている場合、また手伝いの家族に賃金を支払っている場合は、内職程度の範囲を超えるものとして被扶養者とは認定しません。
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	貸店舗等を借用しての事業は、内職程度の範囲を超えるものとして被扶養者とは認定しません。収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。【事業使用割合が定められている場合はそちらが優先】
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。【事業使用割合が定められている場合はそちらが優先】
旅費交通費	○	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的必要経費として認めます。【事業使用割合が定められている場合はそちらが優先】
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	「事業用」に限り直接的必要経費として認めます。
消耗品費	×	
福利厚生費	×	
雑費	×	

【農業所得用】

科目	認定可否	備 考
雇入費	×	従業員を雇い賃金を支払っている場合、また手伝いの家族に賃金を支払っている場合は、内職程度の範囲を超えるものとして被扶養者とは認定しません。
小作料・賃借料	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
利子割引料	×	
租税公課	×	
種苗費	○	
素畜費	○	
肥料費	○	
飼料費	○	
農具費	○	
農薬衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	△	「事業用」に限り直接的必要経費として認めます。
動力光熱費	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。【事業使用割合が定められている場合はそちらが優先】
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	
荷造運賃手数料	○	
土地改良費	○	
雑費	×	

【不動産所得用】

科目	認定可否	備 考
給料賃金	×	従業員を雇い賃金を支払っている場合、また手伝いの家族に賃金を支払っている場合は、内職程度の範囲を超えるものとして被扶養者とは認定しません。
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	「住居用」と「事業用」が混在している場合は50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。【事業使用割合が定められている場合はそちらが優先】
借入金利子	×	
租税公課	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	「事業用」に限り直接的必要経費として認めます。
雑費	×	